



みくには  
ハートに愛

# みくに労務管理事務所便り

労働保険年度更新が始まりました。労災保険、雇用保険の内容をご確認下さい。  
7月7日に当社主催の第1回労務管理研修会を企画しています。  
是非 ご参加下さい。

2017年5月1日発行

連絡先：〒371-0014

群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

## 「技能実習」に関する改正法が11月施行 ～介護職種を追加するとともに監督を強化

### ◆外国人技能実習機構を新設へ

政府は、外国人技能実習制度の範囲に「介護職」を加えるとともに、制度に基づき日本国内の企業や農家で働く外国人への人権侵害に対する罰則を設け、受け入れ先への監督を強化する技能実習適正化法の施行日を11月1日と定める政令を閣議決定しました。

受け入れ先の企業が今年1月に新設された認可法人「外国人技能実習機構」に実習計画を提出し、認定を受ける新制度が始まります。

また、政府は、外国人の在留資格に「介護」を新設する出入国管理及び難民認定法の改正法を9月1日に施行することも決めました。

### ◆実習生の増加とともに違法就労も拡大

「外国人技能実習制度」は、海外に日本の技術を伝える国際貢献を目的として、1993年に始まりました。

安倍政権は製造業などでの人手不足を補うために受け入れを進め、5年ほど前の15万人程度から、昨年6月末時点では過去最多の21万人に達しています。

ただ、低賃金で長時間労働を強いる「安価な労働力」となっているという批判もあり、長時間労働など労働基準法に違反する職場や、労災事故が増加している現場に対しての監督強化も課題となっていました。

### ◆受け入れ対象は拡大、違法就労への監督は強化し罰則も

施行される法律のポイントは、以下の通りです。

(1) 実習生の受け入れ先を監督する外国人技能実習機構を新設する

(2) 実習生ごとに実習計画をつくり、機構が内容を

チェックする

(3) 実習生の人権を侵害する行為への罰則を設ける

(4) 実習生の受け入れ期間を最長3年から5年に延長する

受け入れ先の企業や団体を監督する「外国人技能実習機構」を新設し、受け入れ先は機構に実習計画を示し、認定を受けることが求められます。

### ◆入管法等の改正も9月に施行

また、改正入管法を9月に施行し、介護の現場で外国人がより多く働けるようにするため「介護」の在留資格を新たに設け、日本で介護福祉士の資格を得た人が対象となります。

一方、技能実習生として入国してまもなく実習先から逃亡し不法滞在する事例も増えているため、在留資格の偽装の取締り策を強化し、違反者には懲役や罰金が科されるようになります。

## 5月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

31日

- 軽自動車税の納付[市区町村]
- 自動車税の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。

ホームページ：<http://www.e-392.com/>

(QRコードは右記)



## 臨時福祉給付金

Q.昨年私は臨時福祉給付金を受給したのですが、今年の臨時福祉給付金も受給できるのでしょうか。

A.今年度の臨時福祉給付金の支給対象者は、昨年度の臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者となっていますので、昨年度受給されている方は、今年度も受給できることとなります。支給対象者の具体的な要件は、平成28年度分の住民税の均等割が課税されていないことです。ただし、生活保護を受給している方や、所得が少ない方でも平成28年度分の住民税の均等割が課税されている方の扶養親族等になっている場合は支給対象者外となりますのでご注意ください。

また、あなたのケースではありませんが、受給要件を満たしているにもかかわらず申請をしなかったために昨年度の臨時福祉給付金を受給できなかった方も、受給の要件を満たしていれば、今年度の支給対象者に含まれます。支給対象者は全国で約2200万人が見込まれています。

支給額は、対象者1人につき1万5千円で1回限りの支給になります。これは、消費税率が5%から8%に上げられた事による、食料品の支出の増額分を1年間6千円として、今年の4月から平成31年9月までの2年半分を対象として計算されています。

臨時福祉給付金は消費税率が8%に引き上がった、平成26年度から毎年度実施されていますが、各年度の給付額は異なります。4回目になる今年度は、消費税率の10%への引き上げと、軽減税率導入が延期されたことを踏まえ、また、経済対策の一環として、延期された2年半を一括で支給することになりました。

給付金を受給するには、昨年度に給付金を受給された方も改めて申請が必要になります。平成28年1月1日時点で住民税がある市町村へ申請する必要があり、申請受付期間や申請方法については、それぞれの市町村によって異なります。対象と思われる方に申請書を発送している市町村がほとんどのようですが、昨年1月1日時点で住民票のある市町村の広報やホームページ、窓口などで確認してください。

この臨時福祉給付金は、平成26年4月に実施した消費税率引き上げによる影響を緩和するために、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行なうまでの間の、暫定的・臨時的な措置として支給されます。今後予定通り、平成31年10月から消費税率が10%に引き上げられ、本格的な低所得者支援策である軽減税率が導入された場合、今回の臨時福祉給付金で最後となるはずですが、しかし、その時の景気や経済状況によって新たな措置が講じられることも十分にあり得るでしょう。

みくに労務管理事務所 須田めぐみ